

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和7年  
3月28日  
(金曜日)

## 目次

- 規則
  - 山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(人事課).....一
  - 調理師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課).....二
  - 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課).....二
  - 山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則(物品管理課).....二
  - 山口県物品規則の一部を改正する規則(物品管理課).....三
- 訓令
  - 山口県職員研修規程の一部を改正する訓令(人事課).....六
- 告示
  - 知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業に関する規程の一部改正(学事文書課).....六
  - 知事を所轄庁とする学校法人が計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査(学事文書課).....六
  - 私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類(学事文書課).....六
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....七
  - 保安林指定の解除(下関市)(森林整備課).....九
  - 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(二件)(水産振興課).....九
  - 県道路線の変更(道路整備課).....一〇
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....一一
  - 道路の供用の開始(道路整備課).....一一
  - 防府都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....一二
  - 岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....一二
  - 岩国南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....一二
  - 美祿都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....一二
- 公告

- 液化石油ガス販売事業者の認定(消防保安課).....一三
- 肥料の登録(農業振興課).....一三
- 肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課).....一四
- 宇部都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....一四
- 柳井都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....一四
- 選管告示
  - 政治団体の名称等.....一五
  - 政治団体の異動事項.....一五
  - 解散等に係る政治団体の名称等.....一六
  - 資金管理団体の異動事項.....一六
  - 個人演説会等を開催することができる施設.....一六
  - 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正(二件).....一六
  - 漁管委告示
    - 漁業法第百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定による指示.....一七
  - 雑報
    - 県報の正誤(令和六年十二月二十七日山口県報定期の目次ほか一件).....一七



山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第三十六号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則  
山口県使用料手数料条例施行規則(昭和六十年山口県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項中

三 県立学校の生徒又は学生に対し交付する県立学校の生徒又は学生に関する証明書であるとき。	全	額	を
--	---	---	---

三 職員に対し交付する履歴証明であるとき。	全額
四 県立学校の生徒又は学生に対し交付する県立学校の生徒又は学生に関する証明書であるとき。	全額

に改める。

附則  
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第三十七号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(平成元年山口県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。  
別記第七号様式の添付書類中2を削り、3を2とする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第三十八号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「同号に該当する」を「都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した」に改め、同項第三号中「最終学校の卒業証明書及び」を削る。

別記第一号様式中

旧姓又は通称名併記の希望の有無	/ 有 (旧姓又は通称名: ) 2 無
-----------------	---------------------

麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかどうか。	/ ある。 2 ない。
旧姓又は通称名併記の希望の有無	/ 有 (旧姓又は通称名: ) 2 無

同様の添付書類中の「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄及び「麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかどうか。」欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄に改める。

別記第八号様式中

受けようとする試験	年度 製菓衛生師試験
-----------	------------

受けようとする試験	年度 製菓衛生師試験
学校教育法第57条の規定により高等学校の入学資格を有する者に該当することの有無	/ 有 2 無

同様の添付書類中「同号に該当する」を「都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した」に改め、同添付書類中「最終学校の卒業証明書及び」を削り、同様の注を次のように改める。

注 / ※印欄は、記入しないこと。

2 「学校教育法第57条の規定により高等学校の入学資格を有する者に該当することの有無」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第三十九号

山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

山口県庁用自動車管理規則(昭和五十一年山口県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。  
 第七条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条中「(別記第一号様式)」を削る。

第八条中「日常点検表(別記第二号様式)により」を「当該」に改める。

第十一条中「庁用自動車使用伺簿(別記第四号様式)により」を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条中「(別記第四号様式)」を削り、「かざ」とともに所屬長を「鍵とともに、集中管理自動車以外の庁用自動車にあつては所屬長に、集中管理自動車にあつては物品管理課長」に改める。

別記第一号様式から別記第四号様式までを削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県物品規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第四十号

山口県物品規則の一部を改正する規則

山口県物品規則(昭和三十九年山口県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号及び第十二号を削る。

第五条第二項第一号イ中「三万円」を「十万円」に改める。

第十二条第二項中「物品購入決議書(別記第一号様式)により」を「当該物品の購入をすることについての」に改め、同条第三項中「物品購入契約締結伺書(別記第一号様式(二)により)」を削り、同条第四項中「物品購入決議書兼物品購入契約締結伺書(別記第一号様式(三)により)」を「当該物品の購入をし、かつ、」に改め、同条第五項中「物品検査調査書(別記第二号様式)により」を削り、同項後段を削り、同条第八項中「物品管理システムを使用して」を削る。

第十三条第一項中「物品管理システムを使用して」を削り、同条第二項中「物品購入決議書により」を削り、同条第三項中「物品購入伺書(別記第四号様式)により」を削

り、同条第四項中「物品購入契約締結伺書により」を削り、同条第五項中「物品検査調査書により」を削り、同項後段を削り、同条第六項中「物品購入通知書(別記第五号様式)により、」を削る。

第十四条第一項中「資金前渡購入物品報告書(別記第六号様式)により」を削る。

第十五条第二項中「物品交換決議書(別記第七号様式)により」を「当該物品を交換することについての」に改め、同条第三項中「物品交換契約締結伺書(別記第十号様式)により」を削り、同条第四項中「物品検査調査書により」を削り、同条第六項中「別記第十号様式(二)」を「別記第一号様式」に改め、同条第七項中「物品交換報告書(別記第十一号様式)により」を削る。

第十七条第一項中「別記第十二号様式」を「別記第二号様式」に、「物品寄附申込調査書(別記第十三号様式)」を「当該寄附の申込みに係る調査書」に改め、同条第二項中「物品寄附申込調査書」を「当該寄附の申込みに係る調査書」に、「物品寄附採納決議書(別記第十四号様式)により」を「当該寄附を受けることについての」に改め、同条第三項中「書面により」を削り、同条第四項中「物品検査調査書により」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第十八条第二項中「物品編入決議書(別記第十七号様式)により」を「当該占有動産を物品に編入することについての」に改める。

第十九条第二項中「第五項前段」を「第五項」に、「第七項の」を「第七項前段の」に、「物品購入決議書(別記第一号様式)」を「購入」に、「物品借入決議書(別記第十八号様式)」を「借入れ」に改め、「物品購入契約締結伺書(別記第一号様式(二))とあるのは「物品借入契約締結伺書(別記第十八号様式(二))と、」を削り、「同条第五項前段」を「同条第五項」に改め、「同条第六項中「物品購入契約締結伺書」とあるのは「物品借入契約締結伺書」と、同条第七項中「購入契約」とあるのは「借入契約」と」を削る。

第二十条第一項中「生産品処理調査書(別記第十九号様式)により」を削る。

第二十一条第二項中「物品編入決議書により」を「当該公有財産に属する動産を物品に編入することについての」に改める。

第二十二条第一項中「貸付物品返還決議書(別記第二十号様式)により」を「当該貸付けをした物品を返還させることについての」に改め、同条第二項中「貸付物品返還通知書(別記第二十一号様式)により」を削る。

第二十三条第一項中「物品取得決議書(別記第二十二号様式)により」を「当該物品を取得することについての」に改める。

第二十五条第一項中「第十七条第八項」を「第十七条第七項」に改める。

第二十七条第一項中「物品寄託決議書（別記第二十五号様式）又は物品保管施設借上決議書（別記第二十五号様式）により」を「当該物品の寄託すること又は当該物品を保管するための施設の借上げをするに於ける」に改め、同条第二項中「物品寄託契約締結伺書（別記第二十六号様式）又は物品保管施設借上契約締結伺書（別記第二十六号様式）により」を削り、同条第五項中「貸付物品返還決議書（別記第二十号様式）」とあるのは「寄託物品返還決議書（別記第二十号様式）」と、同条第二項中「貸付物品返還通知書（別記第二十一号様式）」とあるのは「寄託物品返還通知書（別記第二十一号様式）」と、「貸付契約」とあるのは「寄託契約」と、同条第三項を「貸付けをした物品」とあるのは「寄託した物品」と、同条第二項及び第三項に改める。

第二十八条第二項中「物品区分換え決議書（別記第二十七号様式）により」を「当該物品の区分換えをするに於ける」に改め、同項ただし書を削り、同条第四項中「物品管理システムを使用して」を削る。

第三十条第二項中「物品交付請求決議書（別記第三十一号様式）により」を「当該物品の交付の請求をするに於ける」に改め、「物品管理システムを使用して」を削り、同条第三項中「物品交付決議書（別記第三十二号様式）により」を削り、同条第五項中「物品受領証と引換えに」を削る。

第三十二条第二項中「物品保管転換決議書（別記第三十四号様式）により」を「当該物品の保管転換をするに於ける」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第三項中「物品管理システムを使用して」を削り、同条第四項中「物品保管転換受入決議書（別記第三十五号様式）により」を「当該物品の保管転換を受けるに於ける」に改め、「物品管理システムを使用して」を削り、同条第五項中「物品受領証と引換えに」を削る。

第三十三条第一項中「物品保管転換要求決議書（別記第三十八号様式）により」を「当該物品の保管転換を求めるに於ける」に改め、同条第三項中「前条第二項本文及び第三項」を「前条第二項」に改め、同項後段を削る。

第三十六条第三項中「において、当該物品が薬品であるときは薬品出納簿（別記第四十一号様式）に、当該物品が備品又は薬品以外のものであるときは、消耗品等出納簿（別記第四十一号様式）」を「は、帳簿」に改める。

第三十九条第二項中「物品返納決議書（別記第三十一号様式）により」を「当該物品を返納することについての」に改め、「物品管理システムを使用して」を削り、同条第三項中「廩長」を「課長等」に改め、「物品返納受入決議書（別記第四十五号様式）により」を削り、同条第四項中「課長にあつては第二項の通知をしたとき、廩長にあつては」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、「物品受領証と引換えに」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第四十二条第二項中「物品修繕決議書（別記第一号様式）により」を「当該物品の修繕することについての」に改め、同条第三項中「物品修繕契約締結伺書（別記第一号様式の二）により」を削り、同条第四項中「物品修繕決議書兼物品修繕契約締結伺書（別記第一号様式の三）により」を「当該物品の修繕をし、かつ、」に改め、同条第五項中「書面又は口頭により、」を削り、同条第六項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「物品検査調書により」を削り、同項後段を削る。

第四十五条第二項中「物品不用決定決議書（別記第四十六号様式）により」を「当該物品の不用の決定をするに於ける」に改め、同項ただし書を削る。

第四十六条第二項中「物品売払決議書（別記第四十九号様式）により」を「当該物品を時価により売払うことについての」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「物品売払契約締結伺書（別記第四十九号様式の二）により」を削り、同条第六項中「物品管理システムを使用して」を削る。

第四十七条第二項中「（別記第五十一号様式）」を「（別記第三号様式）」に、「物品譲与調書（別記第五十一号様式の二）」を「当該物品の譲与の申込みに係る調書」に改め、同条第三項中「物品譲与調書」を「当該物品の譲与の申込みに係る調書」に、「物品譲与決議書（別記第五十二号様式）」又は「物品減額譲渡決議書（別記第五十二号様式）により」を「当該物品を譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することについての」に改め、同項ただし書を削り、同条第四項中「中」を「物品売払契約締結伺書（別記第四十九号様式の二）」とあるのは「物品譲与契約締結伺書（別記第五十二号様式の二）」又は「物品減額譲渡契約締結伺書（別記第五十二号様式の二）」と、「売払契約」とあるのは「譲与契約又は売払契約」と、同条第四項中「売払契約」とあるのは「譲与契約又は売払契約」と、同条第五項を「から第五項までの規定」に改める。

第四十八条第二項中「物品廃棄決議書（別記第四十九号様式）により」を「当該物品を廃棄することについての」に改め、同項ただし書を削り、同条第五項中「及び第四項中」を「物品売払契約締結伺書」とあるのは「物品廃棄契約締結伺書」と、「売払契約」とあるのは「廃棄契約」と、同条第五項を「から第五項までの規定」に改める。

第四十九条第二項中「公有財産編入決議書（別記第五十三号様式）により」を「当該物品を公有財産に編入することについての」に改める。

第五十条第一項中「借入物品返還決議書（別記第五十四号様式）により」を「当該借入れをした物品を返還することについての」に改める。

第五十一条第二項中「（別記第五十六号様式）」を「（別記第四号様式）」に、「物品無償貸付調書（別記第五十六号様式の二）」を「当該物品の無償の貸付けの申込みに係る調書」に改め、同条第三項中「物品無償貸付調書」を「当該物品の無償の貸付けの申込みに係る調書」に、「物品貸付決議書（別記第五十七号様式）により」を「当該物

品を譲与することについての」に改め、同項ただし書を削り、同条第五項中「及び第四項中」を「物品売払契約締結伺書」とあるのは「物品廃棄契約締結伺書」と、「売払契約」とあるのは「廃棄契約」と、同条第五項を「から第五項までの規定」に改める。

第四十九条第二項中「公有財産編入決議書（別記第五十三号様式）により」を「当該物品を公有財産に編入することについての」に改める。

第五十条第一項中「借入物品返還決議書（別記第五十四号様式）により」を「当該借入れをした物品を返還することについての」に改める。

第五十一条第二項中「（別記第五十六号様式）」を「（別記第四号様式）」に、「物品無償貸付調書（別記第五十六号様式の二）」を「当該物品の無償の貸付けの申込みに係る調書」に改め、同条第三項中「物品無償貸付調書」を「当該物品の無償の貸付けの申込みに係る調書」に、「物品貸付決議書（別記第五十七号様式）により」を「当該物

品の貸付けをすることについての」に改め、同条第四項中「物品貸付契約締結伺書(別記第五十九号様式の二)により」を削り、同条第六項中「別記第六十号様式」を「別記第五号様式」に改める。

第五十二条第二項中「占有動産受入決議書(別記第六十一号様式)により」を「当該占有動産の受入れをすることについての」に改め、同条第四項中「占有動産受託書(別記第六十二号様式)」を「当該占有動産の寄託を受けた旨を記載した書面」に改める。

第五十三条第一項中「占有動産払出決議書(別記第六十一号様式)により」を「当該占有動産の払出しをすることについての」に改め、同条第三項中「占有動産受託書」を「当該占有動産の寄託を受けた旨を記載した書面」に改める。

第五十五条第一項中「書面又は口頭により」を削り、同条第二項中「物品亡失損傷てん末報告書(別記第六十三号様式)又は占有動産亡失損傷てん末報告書(別記第六十三号様式)により」を削る。

第五十七条の見出しを「(課長等が備えるべき帳簿)」に改め、同条第一項中「について」の下に「帳簿を備え、」を、「事項」の下に「(出納及び保管に係る事項を除く。)」を加え、「物品管理システムに入力し」を「登記し」に改め、同条第二項中「について」の下に「帳簿を備え、」を加え、「物品管理システムに入力し」を「登記し」に改め、同条第三項中「物品管理システムに入力し」を「第一項の帳簿に登記し」に改める。

第五十八条中「次に掲げる帳簿のうち」を「占有動産、消耗品、薬品及び生産品の出納及び保管について」に改め、同条各号を削る。

第五十九条中「消耗品等出納簿」を「消耗品の出納及び保管について必要な帳簿」に改める。

第五十九条の二中「薬品使用簿(別記第七十号様式)」を「薬品の使用に係る帳簿」に改める。

第六十条第一項及び第二項中「物品管理システムへの入力又は」を削る。

第六十一条を次のように改める。

(帳簿その他の書類の様式)

第六十一条 この規則に定めるもののほか、帳簿その他の書類の様式については、別に定める。

別表第二の16中「(書印を印す。)」を削る。

別記第一号様式から別記第十号様式までを削り、別記第十号様式の二中「(第15条、第27条、第30条、第32条、第33条、第46条、第47条、第48条、第50条関係)」を「(第15条、第27条、第46条、第47条、第48条、第50条関係)」に改め、同様式を別記第一号様式とする。

別記第十一号様式を削り、別記第十二号様式を別記第二号様式とし、別記第十三号様式から別記第五十号様式までを削り、別記第五十一号様式を別記第三号様式とし、別記第五十一号様式の二から別記第五十五号様式までを削り、別記第五十六号様式を別記第四号様式とし、別記第五十六号様式の二から別記第五十九号様式の二までを削り、別記第六十号様式を別記第五号様式とし、別記第六十一号様式から別記第七十号様式までを削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 山口県事務委任規則の一部改正)

第九号第三号(2)中「物品管理システムを使用して」を削り、「第十七条第八項」を「第十七条第七項」に改め、同号(3)中「資金前渡購入物品報告書を受理する」を「報告を受ける」に改め、同号(5)中「物品交換報告書により」を削り、同号(6)中「物品寄附申込調査」を「当該寄附の申込みに係る調査」に改め、同号(11)中「生産品処理調査を受理する」を「報告を受ける」に改め、同号(13)中「貸付物品返還通知書により」を削り、同号(17)、(20)及び(32)中「物品管理システムを使用して」を削り、同号(34)中「物品譲与調査」を「当該物品の譲与の申込みに係る調査」に改め、同号(39)中「物品無償貸付調査」を「当該物品の無償の貸付けの申込みに係る調査」に改め、同号(43)中「物品亡失損傷てん末報告書又は占有動産亡失損傷てん末報告書を知事に提出する」を「同項の確認をした旨を知事に報告する」に改め、同号(45)中「物品管理システムへの入力又は」を削る。

第六十六条第二項第一号ト中「第十七条第七項」を「第十七条第六項」に改め、同号レ中「物品受領証と引換えに」を削り、同号ソ中「薬品出納簿又は消耗品等出納簿」を「帳簿」に改め、同号ネ中「第三十九条第六項」を「第三十九条第五項」に改め、「物品受領証と引換えに」を削り、同号ヤ及び同号マ中「占有動産受託書」を「当該占有動産の寄託を受けた旨を記載した書面」に改め、同号コ中「物品管理システムへの入力又は」を削る。

第六十九条第二号(6)中「第十七条第七項」を「第十七条第六項」に改め、同号(16)中「物品受領証と引換えに」を削り、同号(17)中「薬品出納簿又は消耗品等出納簿」を「帳簿」に改め、同号(19)中「第三十九条第六項」を「第三十九条第五項」に改め、「物品受領証と引換えに」を削り、同号(28)及び(29)中「占有動産受託書」を「当該占有動産の寄託を受けた旨を記載した書面」に改め、同号(32)中「物品管理システムへの入

力又は」を削る。



### 山口県訓令第一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
山口県労働委員会事務局

山口県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県職員研修規程の一部を改正する訓令

山口県職員研修規程（昭和五十七年山口県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

#### 二 総合研修

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。



### 山口県告示第六百六号

知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業に関する規程（平成十二年山口県告示第六百三十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

第一条中「第二十六条第二項（法第六十四条第五項）を「第十九条第二項（法第一百五十二条第六項）」に、「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に改める。

第二条第二号中「及び」を「」に改め、「まで」の下に「及び第十三項」を加える。

第三条中「産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成十九年総務省告示第六百十八号）」に定める日本標準産業分類に掲げる大分類項目の産業」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定めるもの」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の改正規定は、同年三月二十八日から施行する。

### 山口県告示第七号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。）第十四条第二項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者を含む。）が令和七年度以後の各年度の貸借対照表及び収支計算書並びにその附属明細書について受ける公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査について、次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定（平成二十八年山口県告示第九十七号）は、令和七年三月三十一日限り、廃止する。ただし、令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項については、なお従前の例による。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って、当該年度における会計処理が行われ、当該年度の貸借対照表及び収支計算書並びにその附属明細書（活動区分資金収支計算書を除く。学校法人会計基準第一条に規定する収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書）が作成されているかどうかについて監査を受けること。

### 山口県告示第八号

私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号。以下「省令」とい

う。)第二条第四号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人(私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。)附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者を含む。)が令和七年度以後の各年度に法第十四条第四項の規定により知事に提出する書類に添付する省令第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

人件費支出内訳表が省令第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査報告

山口県告示第百九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年三月二十八日から同年四月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社  
住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場  
所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	(Nm/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 時間
					一日当たりの使用時間 季節的変動の概要

備考 「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。	四六一二	八、〇〇〇	令和七、一	令和七、三二	令和七、一	連	続	二四時間	変動なし
	〃	二、〇〇〇	令和七、一三	令和七、一八	〃	〃	〃	〃	〃





山口県告示第百十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（令和三年山口県告示第八十二号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和七年三月八日限り消滅した。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- |          |        |          |        |
|----------|--------|----------|--------|
| 浮島加入区    | 久賀加入区  | 大島町加入区   | 通津加入区  |
| 柱島加入区    | 神代加入区  | 大島加入区    | 平郡加入区  |
| 室津加入区    | 祝島加入区  | 平生町加入区   | 光加入区   |
| 下松加入区    | 櫛ヶ浜加入区 | 周南市西部加入区 | 秋穂加入区  |
| 宇部市東部加入区 | 宇部岬加入区 | 新宇部加入区   | 藤曲浦加入区 |
| 南風泊加入区   | 六連島加入区 | 蓋井島加入区   | 黒井加入区  |
| 角島加入区    | 長門加入区  | 大島加入区    | 見島加入区  |
| 須佐加入区    |        |          |        |

山口県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第二項の規定により、次のとおり県道の路線を変更する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

旧新別	路線名	終起点
旧	香山園公園線	山口市木町 山口市下壺小路
新	香山園公園線	山口市上壺小路 山口市木町

山口県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 道路の種類 県道  
路線名 橋東和線  
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
大島郡周防大島町大字油字小浦東	一〇四五〇の一	新	最狭 二一・〇	三二・〇	道路改良工事に 完了による。
	一〇四五〇の一	旧	最狭 二二・一	三二・〇	
大島郡周防大島町大字油字平尾東	一五五九の一	新	最狭 四三・〇	五二・六	道路改良工事に 完了による。
	一五五九の一	旧	最狭 四三・〇	五二・六	
大島郡周防大島町大字油字水たれ	西一四八の一	新	最狭 七五・一	三一・二	道路改良工事に 完了による。
	西一四八の一	旧	最狭 七五・一	三一・二	
大島郡周防大島町大字油字水たれ	一八の一	新	最狭 二〇・三	四七・七	道路改良工事に 完了による。
	一八の一	旧	最狭 二〇・三	四七・七	

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
道路の種類 県道 路線名 山口旭線 道路の区域					

山口市下野小路字下野小路八〇地先から同市上野小路字上野小路五九地先まで

新	旧
最狭 最広	六・四 八・九
	七四五・〇
	起点の変更による。

道路の種類 県道  
路線名 香山園公園線  
道路の区域

区		間	備考
新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
最狭 最広	最狭 最広	六・四 八・九	七四五・〇
			終点の変更による。

### 山口県告示第百十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四三四号	岩国市錦町字佐字樋ノ尾一八九一七の四地先から同市錦町字佐字小滝一八二七の一の地先まで	令和七年三月二十九日午後四時

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大島郡周防大島町大字外入字小好四六九の四地先から同郡同町同大字同字四六〇の一の地先まで		

県道 橋東和線		令和七年三月二十九日
大島郡周防大島町大字油字小浦東一〇四五〇の一の地先	大島郡周防大島町大字油字平尾東一五五九の一の地先から同郡同町同大字水たれ西一〇四〇六の一の地先まで	
大島郡周防大島町大字油字水たれ西一五四八の一の地先から同郡同町同大字同字一五一八の一の地先まで		

### 山口県告示第百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、防府都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 施行者の名称

防府市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

防府都市計画下水道事業防府市公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和三十四年三月十二日から令和十四年三月三十一日まで

#### 四 事業地

防府市本橋町、新橋町、今市町、千日一丁目、千日二丁目、平和町、八王子一丁目、八王子二丁目、戒町一丁目、戒町二丁目、佐波一丁目、佐波二丁目、寿町、追戸町、宮市町、栄町一丁目、栄町二丁目、天神一丁目、天神二丁目、上天神町、松崎町、東松崎町、南松崎町、緑町一丁目、緑町二丁目、国分寺町、惣社町、美和町、国衙一丁目、国衙二丁目、国衙三丁目、国衙四丁目、国衙五丁目、多々良一丁目、多々良二丁目、駅南町、中央町、車塚町、鋳物師町、桑山一丁目、桑山二丁目、岡村町、お茶屋町、松原町、石が口一丁目、石が口二丁目、石が口三丁目、華浦一丁目、華浦二丁目、三田尻本町、自力町、協和町、三田尻一丁目、三田尻二丁目、三田尻三丁目、東三田尻一丁目、東三田尻二丁目、警固町一丁目、警固町二丁目、勝間一丁目、勝間二丁目、勝間三丁目、鐘紡町、新築地町、開出、高倉一丁目、高倉二丁目、桑南一丁目、桑南二丁目、鞠生町、新田一丁目、泉町、古祖原、開出本町、開出西町、西仁井令一丁目、西仁井令二丁目、中泉町、仁井令町、東仁井令町、清水町、伊佐江町、華城中央一丁目、華城中央二丁目、華園町、敷山町、岩畠一丁目、岩畠二丁目、岩畠三丁目、酢貝、牟礼今宿一丁目、牟礼今宿二丁目、岸津一丁目、岸津二丁目、沖

今宿一丁目、沖今宿二丁目、中西、牟礼柳、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、大字新田、大字仁井令、大字浜方、大字田島、大字植松、大字大崎、大字高井、大字牟礼、大字江泊、大字富海、大字下右田、大字西浦及び大字台道

山口県告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 施行者の名称  
岩国市

二 都市計画事業の種類及び名称  
岩国都市計画下水道事業岩国市公共下水道

三 事業施行期間  
昭和二十七年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

岩国市元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、元町四丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、立石町一丁目、立石町二丁目、立石町三丁目、立石町四丁目、新港町一丁目、新港町二丁目、新港町三丁目、新港町四丁目、新港町五丁目、錦見一丁目、錦見二丁目、錦見三丁目、錦見四丁目、錦見五丁目、錦見六丁目、錦見七丁目、錦見八丁目、麻里布町一丁目、麻里布町二丁目、麻里布町三丁目、麻里布町四丁目、麻里布町五丁目、麻里布町六丁目、麻里布町七丁目、今津町一丁目、今津町二丁目、今津町三丁目、今津町四丁目、今津町五丁目、今津町六丁目、室の木町一丁目、室の木町二丁目、室の木町三丁目、室の木町四丁目、室の木町五丁目、山手町一丁目、山手町二丁目、山手町三丁目、山手町四丁目、装束町一丁目、装束町二丁目、装束町三丁目、装束町四丁目、装束町五丁目、装束町六丁目、砂山町一丁目、砂山町二丁目、飯田町二丁目、飯田町三丁目、桂町一丁目、桂町二丁目、岩国一丁目、岩国二丁目、岩国三丁目、岩国四丁目、日の出町、三笠町一丁目、三笠町二丁目、三笠町三丁目、川口町一丁目、川口町二丁目、牛野谷町一丁目、牛野谷町二丁目、牛野谷町三丁目、門前町一丁目、門前町二丁目、門前町三丁目、門前町四丁目、門前町五丁目、尾津町一丁目、尾津町二丁目、尾津町三丁目、尾津町四丁目、尾津町五丁目、平

田四丁目、平田五丁目、平田六丁目、南岩国町一丁目、南岩国町二丁目、南岩国町三丁目、南岩国町四丁目、灘町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、川下町一丁目、川下町二丁目、川下町三丁目、車町一丁目、車町二丁目、車町三丁目、中津町一丁目、中津町二丁目、中津町三丁目、楠町一丁目、楠町二丁目、楠町三丁目、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目及び愛宕町三丁目

山口県告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 施行者の名称  
岩国市

二 都市計画事業の種類及び名称  
岩国南都市計画下水道事業岩国市公共下水道

三 事業施行期間  
平成十二年十一月二十一日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

岩国市由宇町港一丁目、港二丁目、港三丁目、中央一丁目、中央二丁目、南一丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南五丁目、南沖一丁目、南沖二丁目、南沖三丁目、南沖四丁目、千鳥ヶ丘一丁目、千鳥ヶ丘二丁目、千鳥ヶ丘三丁目、西一丁目、西二丁目、西三丁目、由宇崎、字長祖生

山口県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、美祿都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 施行者の名称  
美祿市

二 都市計画事業の種類及び名称

美祢都市計画下水道事業美祢市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十五年十一月十八日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

美祢市伊佐町伊佐、大嶺町東分、大嶺町北分、大嶺町西分及び大嶺町奥分



(六八) 液化石油ガス販売事業者の認定

次の液化石油ガス販売事業者に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の六第一項の認定をします。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住 所	認 定 基 準	認 定 年 月 日
服部産業株式会社	萩市大字熊谷町三〇	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第一号に掲げる基準	令和六年十月三日
株式会社ツバメガス山口	福岡市中央区渡辺通三丁目一〇号	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第四十六条第一号に掲げる基準	令和六年十二月三日

(六九) 肥料の登録

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 者 氏 名 又 は 名 称	住 所
山口県生 第六一〇号	令和六、一〇、一五	副産動物質肥 料	顆粒副産物	窒素全量 一・〇	〃	株式会社シマヤ	周南市都町一丁目五 七
山口県生 第六一一号	〃	〃	粉末副産物	〃	〃	〃	〃

(七〇) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 者 氏 名 又 は 名 称	住 所
山口県生 第六〇二号	令和六、四、四	消石灰	六五・〇粒状消 石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	宇部マテリアルズ 株式会社	宇部市大字小串一九 八五
山口県生 第六〇五号	〃 一〇、三	〃	肥料用七〇・〇 消石灰	アルカリ分 七〇・〇	〃	重安石灰株式会社	美祿市大嶺町北分五 六二
山口県生 第六〇六号	令和七、一、二九	副産石灰肥料	粒状ミネラルG	アルカリ分 四三・〇 く溶性苦土 一・〇	公定規格のお り	アサヒミネラル工 業株式会社	周南市古泉町一丁目 一二番七号

(七一) 宇部都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

- 宇部都市計画道路三・四・十岬沖空港線
- 宇部都市計画道路三・四・三十八明神町線
- 宇部都市計画道路三・五・二十三則貞笹山線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(七二) 柳井都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同

法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和七年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

- 柳井都市計画道路三・四・十一柳井駅門の前線
- 柳井都市計画道路三・五・五柳井駅八丁土手線
- 柳井都市計画道路三・五・七柳町土穂石線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年三月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 藤 邦 彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
自由民主党山口県光市第二支部	磯部登志恵	東 厚子	光市室積松原17番12号		令和7、2、10
命と生活を守る萩市民の会	田中 光夫	佐々木登美	山口市阿東生雲東分225の1		” ” 27
大年つねお後援会	大年 恒夫	大年 一恵	山陽小野田市大字郡1196の2		” ” 10
そたけき後援会	梶山 慎平	藤 愛理	下関市大坪本町30番5号		” ” 6
やまさき珠江後援会	山崎 和久	高島 龍	岩国市宍の木町2丁目8番38号		” ” 26

山口県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和七年三月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 藤 邦 彦

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			異動新	異動旧	
参政党山口第2支部	片山 俊彦	代表者	片山 俊彦	藤元 紀子	令和7、2、12
		事務所	周南市大字呼坂116の5	岩国市多田/若丁目108番2号	
自由民主党秋徳支部	富田 正朝	代表者	山口市秋徳西337509/1	山口市秋徳東3266	” ”
		事務所	山口市秋徳西337509/1	山口市秋徳東3266	
自由民主党玖珂支部	宮本万寿美	代表者	富田 正朝	藤生 通陽	令和6、6、6
		事務所	岩国市玖珂町4238の1	岩国市玖珂町6387	
自由民主党下関支部	平岡 望	代表者	宮本万寿美	植野 正則	令和7、2、8
		事務所	平岡 望	友田 有	
自由民主党2 / 世紀山口をつくる会	岡本 雅臣	代表者	阪本 祐希	井川 典子	令和6、6、1
		事務所	河野加代子	渡壁 保子	
自由民主党山口県参議院選挙区第二支部	江島 潔	代表者	山口市小郡東津/丁目8番3号	山口市小郡下郷29120の3	令和7、2、15
		事務所	山口市小郡東津/丁目8番3号	山口市小郡下郷29120の3	
日本共産党山口県西部地区委員会	吹上 政子	代表者	堀江 信夫	加藤 孝明	令和6、6、6
		事務所	吉田 和子	三谷 隆	
日本共産党山口県北南地区委員会	三藤美智子	代表者	山口市小郡東津/丁目8番3号	山口市小郡下郷29120の3	令和7、2、15
		事務所	山口市小郡東津/丁目8番3号	山口市小郡下郷29120の3	
江島きよし後援会	國森 武徳	代表者	山口市小郡東津/丁目8番3号	山口市小郡下郷29120の3	令和7、2、15
		事務所	山口市小郡東津/丁目8番3号	山口市小郡下郷29120の3	
江原けんじ後援会	本山 義雄	代表者	長門市油谷伊上2935	長門市油谷伊上2202	” ” 25
		事務所	長門市油谷伊上2935	長門市油谷伊上2202	

大内一也後援会	大内 一也	会計責任者	大内 一也	宮野 孝夫	〃
地域政党 地方草声	安河内淳朗	名 称	地域政党 地方草声	学生議会	〃
中島好人後援会	中島美那子	代 表 者	中島美那子	三富士 貴	令和6、1
藤本一規後援会	北野 泰弘	会計責任者	北野 泰弘	井上 延弘	〃
松浦正人後援会	馬野 昭彦	代 表 者	馬野 昭彦	山野 貴教	令和7、2、20
三好むつ子後援会	河村 力	会計責任者	河村 力	池谷惠美子	令和6、1

**山口県選挙管理委員会告示第十五号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年三月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
植野正則後援会	植野 正則	植野 泰史	岩国市政理町6387	令和6、3、31
黒川康弘後援会	田中 秀二	黒川 純子	宇部市東藤曲2丁目7番6号	令和7、7、18
早川文乃後援会	赤木 理恵	安森 敬人	長門市仙崎/317の3	〃 28

**山口県選挙管理委員会告示第十六号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和七年三月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容		備 考 (年月日)
			新	旧	
安河内淳朗	地域政党 地方草声	名 称	地域政党 地方草声	学生議会	令和7、3、31

**山口県選挙管理委員会告示第十七号**

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

令和七年三月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
安岡コミュニティセン	下関市富任町五丁目一〇番一	令和六、一二、二
山陽小野田市民活動セン	山陽小野田中央二丁目三番一	令和七、三、三

**山口県選挙管理委員会告示第十八号**

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

「山陽小野田市中中央福祉センター」	二八号	千代町一丁目二番	〃	〃	〃	及
「山陽小野田市商工センター」	号	中央二丁目三番一	〃	〃	〃	を

**山口県選挙管理委員会告示第十九号**

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（令和二年山口県選挙管理委



令和七年三月二十八日印刷

発行人所

山口県知事